

家庭ごみの「ふれあい収集」を開始

古賀市では、可燃ごみの収集ルート沿道でない戸建て住宅に住んでいて、自力でゴミ出しが困難な世帯に対して、ゴミ出しの支援を行うふれあい収集事業を開始します。

■実施内容

指定された日（週1回）に玄関前に出した「古賀市指定家庭用可燃ゴミ袋」に入れた可燃ゴミを委託業者が戸別に収集します。

※利用者の費用負担はありませんが、ゴミ袋は各自購入が必要です。

■対象世帯：約60世帯

可燃ごみの収集ルート沿道でない戸建て住宅に住んでいて、次のいずれかに該当し、自力でゴミ出しが困難な世帯

①ひとり暮らしで、次のいずれかの条件を満たす世帯

- ・介護保険の要介護2以上の認定を受けている方
- ・身体障がい者手帳1級もしくは2級をお持ちの方
- ・精神障がい者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- ・療育手帳Aをお持ちの方

②同居の家族全員が上記のいずれかに該当する世帯

■実施スケジュール

令和5年6月1日～ 申請受付中（申請受付後、利用予定者宅に訪問調査）

令和5年7月中旬～ 事業利用決定

令和5年8月～ 収集開始

※収集開始後も申請は随時受付

【問い合わせ先】

古賀市役所 環境課資源循環推進係 担当： 安藤

電話：092-942-1127